

練習室の定期利用制度について

1. 制度制定の趣旨

各音楽団体等の安定した練習機会を確保するために、定期利用制度を制定する。特に、他の公共施設が防音措置された音楽専用の大練習室を殆ど持たないことから、大音量を出す団体の練習場所を確保する等、基本となる日常活動を支援し、音楽文化の普及向上を図る。

2. 制度の概要

定期利用の形態	A	B
定期利用の承認基準	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上舞台公演を行っていること (令和2年度以降については新型コロナウイルス感染防止のため公演なしでも可) ・大きな音を発生する等のため、音楽文化会館の大練習室以外に利用できる練習室を確保できないこと ・市内に事務局(代表者宅を含む)を有すること ・月1回以上の定期的活動を行っていること ・年間を通じた活動計画がほぼ決まっていること(期間限定を含む) ・営業又は宣伝でないこと (塾、教室の延長である場合、団体代表者と指導者が同一であり謝礼がある場合、団体名が教室名、企業名、商品名若しくはそれに関連があると思われる名前である場合は、営業又は宣伝とみなす) ・利用年度の前年度における定期利用が概ね予定通りに行われていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務局(代表者宅を含む)を有すること ・月1回以上の定期的活動を行っていること ・年間を通じた活動計画がほぼ決まっていること(期間限定を含む) ・営業又は宣伝でないこと (塾、教室の延長である場合、団体代表者と指導者が同一であり謝礼がある場合、団体名が教室名、企業名、商品名若しくはそれに関連があると思われる名前である場合は、営業又は宣伝とみなす) ・利用年度の前年度における定期利用が概ね予定通りに行われていること
利用対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大練習室 1室 (同時利用の場合は、中・小練習室1室も利用可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習室 2室以内 (同時利用の場合は、大練習室の利用は1室のみ。ただしAで確保された日時を除く)
利用可能回数	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上 週2回以内 (1回に利用できる時間区分は、1日のうちの連続した2区分以内。原則同一曜日、同一利用区分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上 週2回以内 (1回に利用できる時間区分は、1日のうちの連続した2区分以内。原則同一曜日、同一利用区分)
利用可能日時	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び芸術文化振興財団等主催の利用、ホールと同時の練習室及び練習室11で能備品の利用がある日時を除いた日時 	<ul style="list-style-type: none"> ・A欄記載の日時及びAが確保した日時を除いた日時 ・定期利用以外の利用と希望が重なった場合は抽選となる
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月1日から翌年3月31日まで(1年毎の更新) 	
利用申込期間及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・利用年度の前々年度の2月1日から2月末日まで ・希望が重なった場合は、Aの調整後にBの調整を行う 	